

「保険追加」 or 「上書き」 早見表

<基本>

「保険追加」を行う場合

- ① 保険者番号が変更になった場合
- ② 公費福祉を適用されていた患者が適用されなくなった場合

H

<パターン 《例》 >	<処理方法>
社保→国保(国保→社保)へ変更 国保(社保)→後期高齢に変更 国保(社保)→生活保護に変更 国保本人→退職者本人に変更 社保→社保(国保→国保)だが保険者番号が変更	保険追加 ★「初診算定日」欄は新保険の初来院日に変更してください ★摘要欄必要 (例:「保険者変更」など)
社保本人→社保(同保険)家族に変更 今月から公費(福祉)対象になりました 以前、公費(福祉)でしたが、今月から適用外に変更 公費(福祉)負担なしだったが、今月から負担ありに変更 罹災証明書を持ってきた	保険追加 ★月中で保険追加をした場合は当月最初の来院日から処置移動して下さい
公費(福祉)の受給者番号のみ変更 被保険者記号・番号のみ変更 生活保護の受給者番号のみ変更 名字のみ変更 住所が変更 保険証の有効期限が変更 社保 任意継続に変更 前期高齢者、後期高齢者の負担割合の変更(1割→3割) 限度額適用認定証を持ってきた	上書き ★月初めより変更になっている場合はレセプト発行後に上書きをして下さい